

約 定

沖縄テレビ放送株式会社

1. 当社の名義は、名義使用許諾書に記載された範囲以外には使用しないこと。
2. 申請者は当社の名義使用により、当社の信用及び名誉を害する行為を一切しないこと。また当社の名義を使用することで当社の業務に支障が一切出ることの無いようにすること。
3. 業務実施行為は、申請者が自己の名において、その責任と計算ですること。
4. 申請業務を実施することから不測の事態が発生した場合は、申請者が全責任を負い、円滑に処理すること。
5. 申請業務を実施することにより生じた関係者、および第三者に対する損害補償は、申請者がすべて負担処理し、当社には迷惑をかけないこと。
6. 申請者は、自己以外に業務実施者がある場合、実施者を指揮監督するとともに、実施者の業務遂行にともなって発生するすべての事柄について、責任を負い処理すること。
7. 申請者は、その代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（以下、「代表者ら」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）のいずれでもなく、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを確約する。
8. 当社の名義を使用した看板、印刷物、あるいは入場券、招待券などは、申請者がその枚数、種類、券面額などを予め当社に申告し、当社の了解を得たうえ、実施ならびに発行すること。
9. 印刷物、入場券、招待券などの使用物の管理および処理は、申請者が全責任をもって行ない、当社には一切迷惑をかけないこと。
10. 申請者が入場券、招待券などの使用物を発行する場合、発行台帳を作成し、発行処理状態を明確にすること。
11. 当社から本件についての業務内容、計算基礎、条件などの業務報告を求められたときは、申請者は何時でも業務関係書類を開示して報告すること。
12. 申請業務を実施することについて、公的機関への届出、またはその他への申請などを行う必要がある場合は、申請者がその責任と負担で行なうこと。
13. 申請者に対しいったん許可した事業でも、前項に違反する事実が認められる場合、何らの催告を要せずに、当社の名義使用許可を解除することができる。
14. その他、この約定に定めていない事項は、すべて当社と協議して行なうこと。

以上